

仕 様 書

1 件名

保育園等給食用物資(規格品)(単価契約)

2 納入場所

別表のとおり

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 供給物資

- (1) 乾物類、乳児用調整粉乳・ベビーフード、調味料とする。
- (2) 物資は日本農林規格(JAS)の規格適合品又は同等のものとするほか、別表に定める内容を満たすこと。

5 発注予定数量

別表のとおり。ただし、発注予定数量は見込であり、発注数量を保証するものではない。

6 発注

- (1) 下表の区分ごとに定める日(当該日が、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日)の発注を基本とする。

区 分	発 注 日
乾物類	毎週金曜日(約1週間分を発注)
乳児用調整粉乳・ベビーフード・調味料	毎月25日(約1か月分を発注)

- (2) 発注方法は、納入先ごとの品目・数量を記載した「注文書(納品書)兼検査調書」を電子メールでの送付又は幼保企画課窓口での受け渡しとする。
- (3) 発注後に、やむを得ない事情などにより、品目や数量等の変更又は発注を中止する場合があるので、可能な限り対応すること。

7 納入

- (1) 下表の区分ごとに定める期限(当該日が、広島市保育園条例第4条第1項第2号に掲げる日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日)までに納入すること。

区 分	納 入 期 限
乾物類	発注日の翌日から4週間以内
乳児用調整粉乳・ベビーフード・調味料	翌月の25日

- (2) 物資は各納入先の曜日別・品目別に仕分けしたうえで納入すること。仕分けにあたっては、異物混入などがないよう細心の注意を払って行うこと。

(3) 物資の納入は午前8時30分から午後4時30分までの間に行うこととし、配送順や時間帯など詳細は事前に幼保企画課及び各納入先と調整すること。

なお、似島保育園への納入は、供給物資の品質を損なわないことを条件に、郵送による納入を可とする。この場合においても、納入時間は午前8時30分から午後4時30分までの間に行うこと。

(4) 納入にあたっては、納入先の指示に従うこと。

(5) 納入時に使用した容器等は、受注者において持ち帰ること。

8 代金の請求及び支払

(1) 請求代金は、品名ごとに、契約金額(単価)に納入月の納入数量を乗じた金額(1円未満端数切捨て)を合計した額とする。

(2) 請求は、納入月の翌月10日までに、支払請求書に納入月に係る注文書(納品書)兼検査調書を添えて幼保企画課に提出すること。

(3) 前記の請求があったときは、納入月の翌月末までに支払うものとする。ただし、請求が納入月の翌月10日を過ぎた場合は、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

9 留意事項

(1) 受注者は保育園給食の意義・重要性を認識し、感染症、食中毒の原因となることがないように、常に衛生管理の強化に努めること。

(2) 配達等、業務の一部を他の業者に委託する場合は、約款第4条第1項に定めに従い、委託契約者の写しなど発注者が指示する書類を提出し、発注者の承諾を得ること。また、委託業者に対し衛生的に業務を遂行するよう指導を行うこと。

(3) 受注者は製造会社等との連絡を密にし、新製品の情報、契約品目の製造中止や在庫不足、品質不良などの情報を早期に入手し、幼保企画課に連絡すること。

(4) 仕入れから納入までに要する費用は受注者負担とし、搬送は清潔な容器等に入れるなど、誠実な履行に努めること。

(5) 必要があれば保育園等の献立表の写しを幼保企画課に求めることができる(保育園等の献立が決定する時期は以下のとおり。)

区分	献立が決定する時期
4月から6月分献立	2月末
7月から9月分献立	5月末
10月から12月分献立	8月末
1月から3月分献立	11月末

(6) その他、本仕様書に関する疑義が生じた場合は、幼保企画課の解釈によるものとし、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて幼保企画課と受注者が協議を行い決定する。その際、受注者は協議録を作成し、幼保企画課の承認を得ること。